

付議案第 40 号

通学区域の一部変更について

上記の付議案を提出する。

令和 6 年 8 月 9 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 9 号の規定により付議するものである。

千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

次のように通学区域の一部変更を行う。

- (1) 千早小学校の通学区域のうち、千早三丁目 1 番及び 2 番並びに千早四丁目 1 番から 1 5 番までを千早西小学校の通学区域に変更する。

- (2) 令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、令和 6 年度末の時点で千早小学校に在籍する 1 年生から 5 年生までの児童については、卒業まで千早小学校に通学できるものとする。

千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

1 変更内容

千早小学校の通学区域のうち、千早三丁目 1 番及び 2 番並びに千早四丁目 1 番から 15 番まで（以下「変更地域」という。）を千早西小学校の通学区域に変更する。

2 変更理由

千早校区は、香椎副都心区画整理事業により道路などの都市基盤が整備され、中高層住宅や商業施設等の立地が進み、人口は年々増加してきた。それに伴い千早小学校の児童数も増加し、令和 2 年度から 31 学級以上の過大規模校となっている。

一方で、隣接する校区の千早西小学校は、児童数が減少傾向にあり、将来的に小規模校となる可能性がある。

そのため、地域や保護者の代表等で構成する通学区域協議会で協議を重ねた結果、通学区域を変更し学校規模の平準化を図ることで、適正な教育環境を確保できることから、千早小学校の通学区域の一部を千早西小学校の通学区域とすることで意見がまとまったもの。

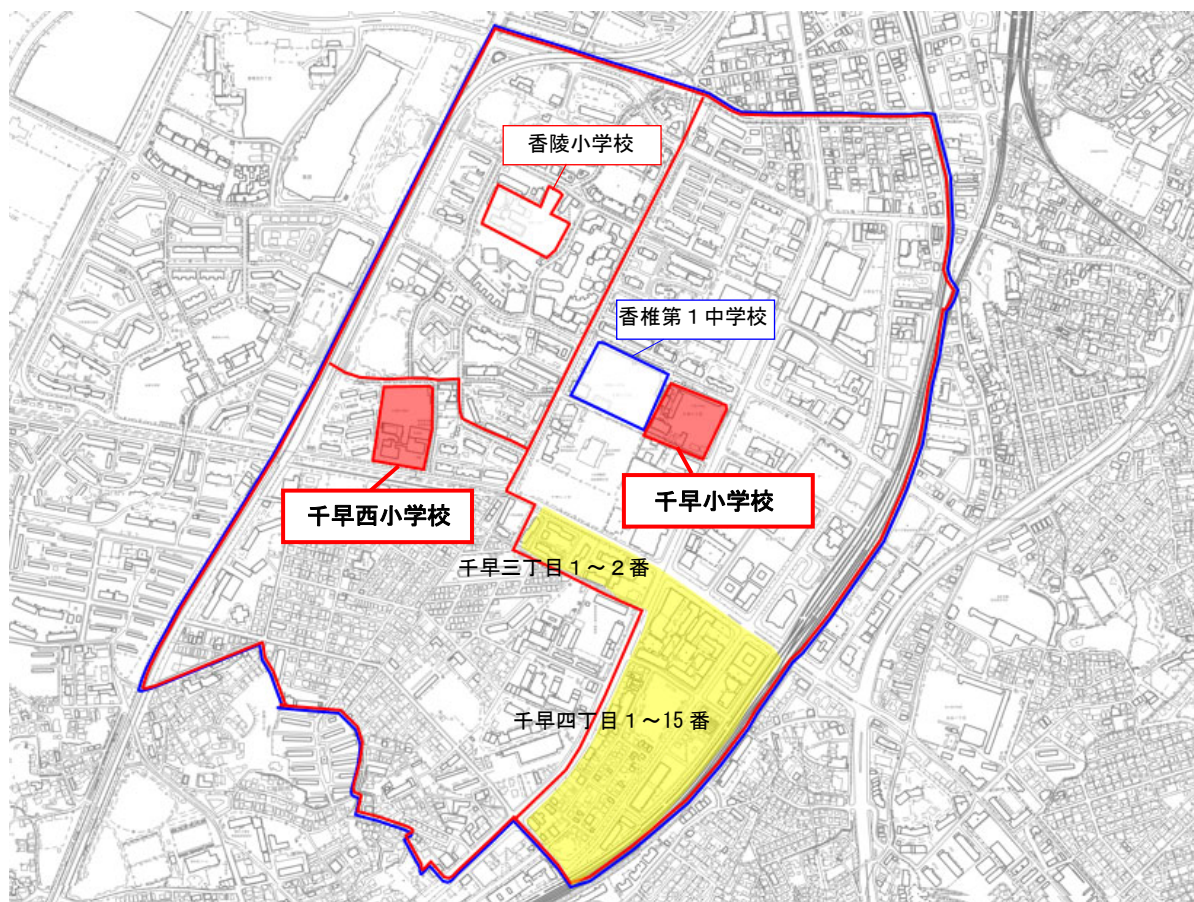
なお、通学する学校が変わることによる児童の負担に配慮し、在校生については引き続き千早小学校に通うことができるよう経過措置を設ける。

3 実施時期等

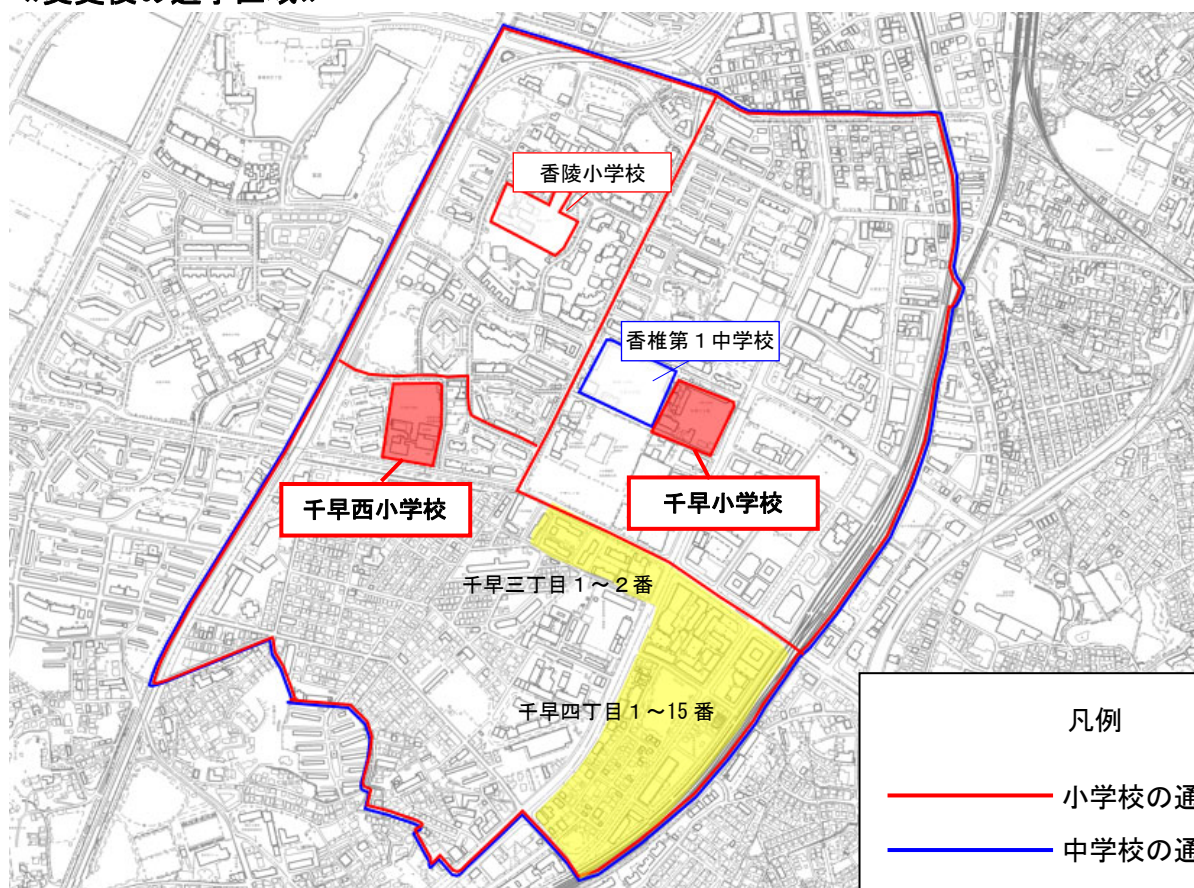
令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

ただし、令和 6 年度末の時点で千早小学校に在籍する 1 年生から 5 年生までの児童については、卒業まで千早小学校に通学できるものとする。

《変更前の通学区域》



《変更後の通学区域》



凡例

- 小学校の通学区域
- 中学校の通学区域
- 通学区域変更地域

4 千早小学校及び千早西小学校の学級数・児童数の推移と推計

<推移>

	年 度	R2	R3	R4	R5	R6
千早小学校	普通学級数	29	32	31	32	31
	特別支援学級数	2	3	4	4	5
	学級数合計	31	35	35	36	36
	児童数 (うち特支)	986 (15)	1,070 (20)	1,014 (24)	1,004 (25)	961 (27)
千早西小学校	普通学級数	12	12	12	12	12
	特別支援学級数	3	4	5	6	7
	学級数合計	15	16	17	18	19
	児童数 (うち特支)	361 (20)	357 (24)	343 (34)	365 (41)	368 (47)

<令和5年度 推計>

通学区域を変更しない場合

	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
千早小学校	普通学級数	34	34	34	34	35
	特別支援学級数	5	5	6	6	6
	学級数合計	39	39	40	40	41
	児童数 (うち特支)	1,111 (35)	1,111 (37)	1,094 (39)	1,099 (40)	1,113 (41)
千早西小学校	普通学級数	12	12	12	12	12
	特別支援学級数	6	6	6	6	6
	学級数合計	18	18	18	18	18
	児童数 (うち特支)	375 (38)	365 (40)	353 (42)	341 (42)	319 (42)

通学区域を変更する場合（経過措置あり）

	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
千早小学校	普通学級数	32	32	30	30	30
	特別支援学級数	5	5	6	6	5
	学級数合計	37	37	36	36	35
	児童数 (うち特支)	1,059 (32)	1,034 (32)	985 (32)	960 (32)	940 (31)
千早西小学校	普通学級数	14	14	15	15	16
	特別支援学級数	6	7	8	9	10
	学級数合計	20	21	23	24	26
	児童数 (うち特支)	427 (43)	442 (49)	462 (54)	480 (59)	492 (64)

※推計の想定条件

- ア) 変更地域の在校生の9割が、経過措置により千早小学校に通学すると想定
- イ) ア) の兄弟姉妹児の全てが、千早小学校に通学すると想定

＜参考＞

経過措置を設けずに通学区域を変更する場合の推計

	年 度	R7	R8	R9	R10	R11
千早小学校	普通学級数	25	25	25	26	26
	特別支援学級数	4	4	4	4	4
	学級数合計	29	29	29	30	30
	児童数 (うち特支)	827 (24)	832 (26)	819 (27)	826 (28)	848 (29)
千早西小学校	普通学級数	21	21	20	20	18
	特別支援学級数	7	9	9	10	11
	学級数合計	28	30	29	30	29
	児童数 (うち特支)	659 (51)	644 (55)	628 (59)	614 (63)	584 (66)

経過措置を設けない場合、千早小学校と千早西小学校の学級数は R7 から平準化されるが、変更地域の児童に対しては環境が変わることの負担が生じる。

【参考】

通学区域の変更に関する地域・保護者との協議経過等

時 期	経 緯
令和6年1月22日	第1回通学区域協議会の開催 ・適正な教育環境の確保を目的とした協議を行うため、千早校区、千早西校区の保護者・地域関係者・学校関係者からなる協議会を設置。 ・学校規模適正化取り組み手法説明。
令和6年2月14日	第2回通学区域協議会の開催 ・通学区域変更案（経過措置なし）及び教室等増設案の提示、検討。
令和6年3月15日 ～令和6年3月16日	地域説明会 ・通学区域変更案（経過措置なし）及び教室等増設案について、地域説明会を実施。（延べ96人参加）
令和6年4月17日	第3回通学区域協議会の開催 ・通学区域変更案（経過措置あり）を追加提示、検討。
令和6年5月15日	第4回通学区域協議会の開催 ・通学区域変更案（経過措置あり）について協議会で合意。
令和6年7月9日	通学区域の一部変更に関する確認書の締結 ・千早校区・千早西校区自治協議会長、千早校区関係自治会長、千早小学校・千早西小学校PTA会長及び副会長と確認書を締結。

地域説明会、通学区域協議会等での主な意見

地域説明会等	・プレハブ校舎を運動場の中に新たに設置しなければならなくなり、それには反対。児童の教育環境のために通学区域を変更する必要性は一定理解できる。 ・転校したくない。友達と離れたくない。在学中に通学する学校が変わることは、児童によっては負担が大きい。在校生は卒業まで千早小学校に通えるようにしてほしい。
通学区域協議会等	・通学区域を変更することで教育環境は改善されていくと思う。 ・児童によっては負担が大きく配慮が必要なことから、在校生は申請により卒業まで千早小学校に通うことができるよう経過措置を設ける案に合意。 ・通学区域を変更した後も児童が安心して学校に通えるように、通学路の安全確保など、児童の不安の解消に向けた取り組みを求める。 ・地域コミュニティについては、通学区域変更と併せて範囲変更の検討を進める。

(写)

学 通 第 1 号
令和6年7月19日

福岡市教育委員会 様

福岡市立学校通学区域審議会
会 長 高妻 紳二郎



通学区域の一部変更について（答申）

令和6年7月17日付、教学計第61号で諮問を受けた標記の件については、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

本審議会は、通学区域の基本方針を踏まえ、諮問事項について、学校や関係地域の実情等を勘案し、慎重に審議した結果、次のとおり通学区域の一部変更を行うことが適当であるとの結論を得たものである。

1 千早小学校及び千早西小学校の通学区域の一部変更について

（1）変更内容

千早小学校の通学区域のうち、千早三丁目1番及び2番並びに千早四丁目1番から15番までを千早西小学校の通学区域に変更する。

（2）実施時期等

令和7年4月1日から実施する。

ただし、令和6年度末の時点で千早小学校に在籍する1年生から5年生までの児童については、卒業まで千早小学校に通学できるものとする。